

病院誘致の動向

逗子市への正式回答はできないます 共済会が県に事前協議書提出（規模350床）

総合的病院の誘致問題で、病床枠の県手続きの提出期限が迫っていましたが、六月二十七日に逗子市が交渉している国家公務員共済組合連合会（以下「共済会」）が病院開設等事前協議書を提出しました。

今回の手続きは県が定める計画（保健医療計画・新五カ年計画）の二次医療圏（横須賀・三浦地区）内で行っているベット数規制の見直しに対し、県「病院の開設等に関する指導要綱」の第五条（事前協議の申出）に基づく「事前協議書」の提出を行つたものでした。期限は二十八日となつていたことからも、駆け込み申請となりました。

共済会 正式回答できない

二十七日には、共済会から逗子市へ文書が届き、内容は事前協議書を提出はし

たものの、病院進出については「特殊法人等の改革の事業の見直しが求められる状況下にあることから、現時点では、当会として病院誘致の要請について正式回答できる段階にはない」というものでした。共済会の申請による病院規模（病床数）は三百五十床です。新たに求める増床数は二百三十床となっています。残りは共済会が経営する三浦半島地区内の北部共済病院などの病床持ち分から百二十床を補充としています。今後この配分も県との調整で変動します。

難しくなった病床数確保？
現在、鎌倉保健所に申請された新規・増設をあわせて八百三十一床で、割り当て可能な二倍を超えてしまっていることから確保が難しくなったといえます。

- 二次医療圏の不足数 三百八十二床
- 申請件数は七つの病院 八百三十一床
- 共済会の申請数 三百五十床の内一百三十床

逗子市議会は、病床の規制がある中で、医療機関の

進出の正式決定もなく、難しくなることが予想されたことから、今年一月議会に「誘致病院に対する病床枠の確保に関する意見書」を日本共産党を含む超党派で提案し、全会一致可決しています。

過去の断念した教訓から 市長の責任と役割は重大

過去に誘致問題では、平成九年に前市長が交渉していた湘南病院（横須賀市）が池子接收地内への進出を前提に「病院開設等事前協議書」を提出し、その後に断念した経過もあります。

さらに当時書類に示された用地は池子接收地でない現在の医療保健センター用地（当時慶林水産省の国有地）が示されていて書類の不備もありました。

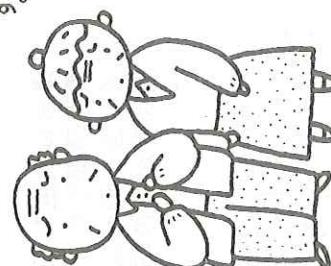
また、進出条件の十分な協議ができずに不調となつたことも断念の理由です。

市長は新聞報道で「一步前進だと思うが、誘致が決

定したものではない。今後一層、誘致予定地の地元の理解を得るなど努力したい」と述べています。

市長不在の十日間、今後？

二十八日、市長から議長へ報告があり、議長は重要な報告であることから、当日電話による招集で全会派が出席、緊急の団長会議が開かれ、議長から説明が行われました。また、市長が七月一日から十日間の長期休暇（米国西海岸）で不在となることも報告されました。で今回初めてでした。これで、議会側が議会を開いても市長は出席できませんよと事前に言つておられた方がのです。



誘致病院に対する病床枠の確保に関する意見書

本市では総合的な機能を有する一般病床数三百を目標とした病院の市内への誘致を進めている。

しかしながら、平成九年に神奈川県に対し「病院開設等事前協議書」を提出していた病院から昨年、進出断念の意向が示され現在新たな病院の市内への誘致を模索している。よつて、神奈川県におかれては、現在策定中の平成十四年度を初年とする新保健医療計画において、具体的な誘致病院が定まらない中であるが、池子米軍家族住宅建設受け入れという逗子市の特殊な事情を考慮していただき、本市が目指す一般病床数三百を目標とした誘致病院に対する病床枠を確保されるよう要望する。

以上地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する
平成十四年一月三十一日 全会一致可決 逗子市議会

市議会議員
はじめ 明子

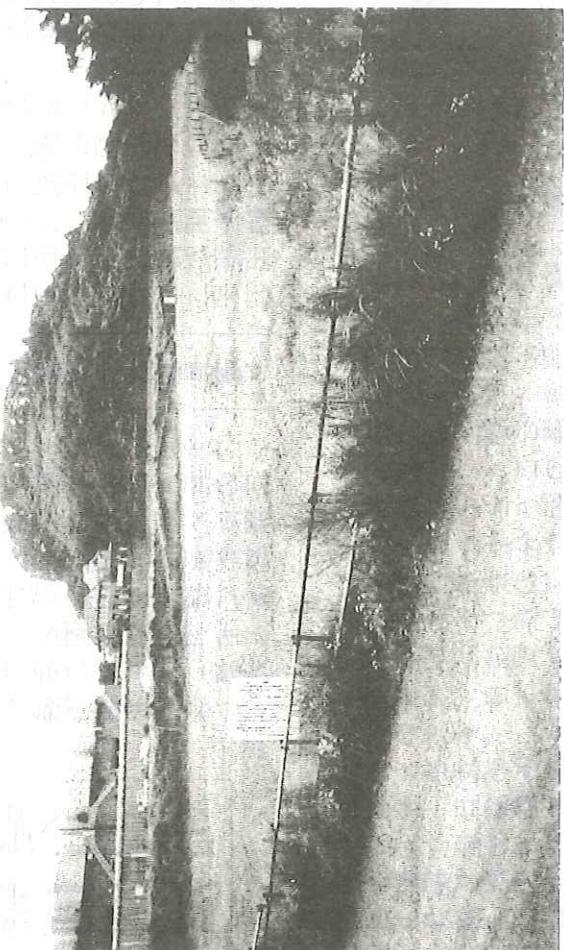


市議会議員
岩室 年治



逗子市議会
第404号

発行 日本共産党三浦半島地区委員会
2002年7月4日 第404号



共済会が進出を検討している市有地（現在・教育財産）
共済会6小学校予定地で、宅地開発に伴う提供地
元第3丁目アーデンヒル内、約2万2,300m²

病院誘致促進の条例制定 住民直接請求の署名提出

六月十一日、市民の有志（水無瀬數男、山上昭七郎）が「逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例」の制定を求める直接請求を始めたため、代表者証明書交付を市に申請しました。地方自治法七十四条第一項の規定により有効署名数は有権者の五十分の一（九百九十八人）が必要とされています。その集められた署名は市選舉管理委員会（以下「選管」）で審査され、縦覧期間（七日間）後、市長は自らの贊否を明らかにした「意見書」を添えて、市議会に諮らなければなりません。

●条例案には、長年願望している総合的病院誘致を促進し、市民の健康・福祉の増進に寄与することを目的に制定する。用地は池子接

地元アーティストの自治会
反対65%強に反対の声

では、五月、二度目の住民アンケートを実施。反対は前回(二月)五十三%を更に上回って、六十五%に増え、賛成は一割程度にまでまつておらず。また、二十九%は「判断できない」。

回答しています。反対の理由には交通・環境・衛生など様々な問題に疑問や不安をあげられ、「判断できない」と答えた住民からも市の十分な説明や対応がないことを問題にしています。

※等2回完結せず、次回予告なし。

メティア規制法案の慎重審議を

日本共産党・政風会・次世代会派21世紀・新世紀・公明党無

卷之三

「メディア規制の個人擁護法案と個人情報保護法案 の慎重審議を求める意見書」

人権擁護法案は、報道を差別や虐待と同列において規制の対象社会の支柱である。表現の自由に政府が介入する恐れがある。

このことは、政府が報道・表現の自由に介入し、国民の知る権利を奪うことにつながる。

個人情報保護法案も、情報の「適切な方法で取得」、「本人が適切に開示」などの基本原則を報道機関や一般国民にも適用するとしており、報道・取材も規制されるものである。

國民の知る権利に奉仕する人權である。

報道機関が国家権力に対する監視役として、きちんと機能しているが、それは報道機関による主張的な取り組みを基本とすべきである。

以上の、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。逗子市議会一斉可決するか否かは民主政にかかる問題である。法案の抜本的見直しを含めた慎重審議を強く求めめる。意見書を提出する。

「鈴木宗男衆議院議員をめぐる疑惑の徹底究明と議員辞職を求める意見書」
全会一致可決 逗子市議会
日本共産党・政風会・新世紀・会派21世紀
提案会派

「准看護師の看護師への移行教育の早期実現を求める意見書」

委員会の是案
神奈川みなみ医療生活協同組合など
は、陳情提出者就労看護職の4割をしめる准看護師への移行
が早期実施するよに意見書の提出を求めるものです。

開かれた議会をめざして 議会活性化推進協議会発足

五月二十九日、自治区は市長と共に済会に対して、地元を無視した現在のような一方的な進め方に対し、手続きを一旦凍結して話し合うことを求める要請を行なつています。

市長は、日本共産党の質問に「地元住民への理解を得る努力をしたい」と答弁。今後は自治会のプロジェクトチームと十分な話し合いを進めることを明らかにしました。このように地元住民の理解を得る努力が必要な時期に、直接請求の条例制定は逆に条例制定で強引に「病院用地」を決めてしまうことになり、地元の反発は必至で、このことでも市長の姿勢が注目されます。

改選前の議会の引継ぎもあり提携したことから、議長の諸問を受け、議会改革の協議する場をつくることが決められていきました。そこで六月議会では正式に「議会活性化推進協議会」として発足しました。議長に網倉大介議員（新世紀）、副会長に岩室年治議員（日本共産党）が就任し、次回会議までに各会派が議会運営の課題、見直し部分をまとめてくることになりました。横須賀市は、県内でも先進的で、全くながら議会運営デモ池子に参観する

な取り組みで注目を博す。全般的に工業化の整備を進めて、既に議員活動用を図られています。ところで逗子市の場合は、市長が整備を運らせ、整備されずにいる状況で急な改善が求められます。

池子返還デモ
気軽に参加を
第345回
7月14日(日)
午前11時集合
JR東逗子駅 ~ JR逗子
逗子市民会議

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」 逗子市議会
全会一致可決

